

関東信越税理士会  
熊谷支部9月例会次第

日時 令和3年9月9日(木)  
午前9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- |              |               |   |              |
|--------------|---------------|---|--------------|
| (1) 8月16日(月) | 塩田哲也会員ご尊父様告別式 | 於 | ダイホール        |
| (2) 9月3日(金)  | 正副支部長・地域長会議   | 於 | 日本政策金融公庫 会議室 |
| (3) 9月3日(金)  | 熊谷税務署との協議会    | 於 | 日本政策金融公庫 会議室 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会  
日時 9月9日(木)午前9時30分～10時30分  
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 研修会  
日時 9月9日(木)午前10時45分～12時15分  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 「相続・遺言に関する最近の制度と法改正について」  
講師 埼玉司法書士会熊谷支部 上松隆行先生
- (3) 中学生の「税についての作文」最終審査会及び役員会  
日時 9月17日(金)午後2時00分～  
場所 熊谷市立商工会館
- (4) 正副支部長・地域長会議  
日時 10月1日(金)午後2時30分～4時00分  
場所 熊谷商工会館
- (5) 熊谷税務署との協議会  
日時 10月1日(金)午後4時00分～  
場所 熊谷税務署
- (6) 第39回親睦野球・ソフトボール大会  
日時 10月11日(月)  
場所 大宮けんぼグラウンド
- (7) 第42回親睦チャリティーゴルフ大会  
日時 10月18日(月)  
場所 川越カントリークラブ
- (8) 「税を考える週間」税理士による電話相談  
日時 11月17日(水)  
場所 電話相談

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

熊谷支部現在会員数 165名

## 6. 次回例会予定

日時 令和3年10月7日(木) 午前 9時30分～ 署との協議会  
午前10時00分～ 例会  
午前10時45分～ 研修会

場所 ホテルガーデンパレス

\*バス 午前9時10分 熊谷駅南口

## 7. 次回研修予定

日時 10月7日(木)午前10時45分～12時15分  
場所 ホテルガーデンパレス  
講師 藤間病院 院長 清水 謙先生  
単位 1.5単位

## 8. ホームページ

熊谷支部 ユーザー名 kumazei パスワード kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>

県連 ユーザー名 member パスワード skenren3111. ※半角12文字、最後にドット(.)あり

日税連 ユーザー名、パスワード共に taxnz

本会 ユーザー名、パスワード共に kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名 zeい パスワード szeikyo3111

\* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

## 9. その他

支部事務局に、令和3年度広報用のポスター(B1サイズ、B2サイズ)が届いています。  
希望する会員の先生は、支部事務局まで取りに来てください。

\*今後の例会日日程を掲載しました。(令和3年9月現在)

11月例会	11月 8日(月)	午前10時30分～
12月例会	12月 8日(水)	午後 2時00分～
1月例会	1月13日(木)	午前 9時30分～
2月例会	2月 8日(火)	午前10時30分～
3月例会	3月24日(木)	午後 2時00分～

\*予定ですので変更になる場合もあります。

**e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。**

日時 令和3年9月9日  
9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 税理士業務のセルフチェック表の提出について (総務課)

毎年のお願いでありますが、税理士業務のセルフチェック表を9月中旬頃にお送りいたします。

提出依頼の文書が届いた税理士におかれましては、セルフチェック表に必要事項を記入の上、返送いただきますようお願いいたします。

なお、セルフチェック表を提出いただいた後、何名かの税理士については、事務の状況等の確認のために事務所にお伺いする場合がありますので、その際にはご協

力いただきますようお願いいたします。

(2) ダイレクト納付をご利用ください (管理運営部門)

ダイレクト納付の利用勧奨につきましては、日頃からご協力をいただきましてありがとうございます。

ダイレクト納付は、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座から、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。

「地方税共通納税システム」と併せて関与先等への積極的な利用勧奨をお願いいたします。

ダイレクト納付の詳細等は、国税庁ホームページに掲載されておりますので参考にしてください。

(3) ネットで便利に納税証明書 (管理運営部門)

令和3年7月から納税証明書の申請から受取までの手続きをご自宅やオフィスで完結できるようになりました。お手持ちのパソコンからe-Taxを使って簡単な操作で請求できます。なお、電子納税証明書(PDFファイル)は、何枚でも印刷してお使いいただけます。ぜひ、関与先に利用勧奨をお願いいたします。

(4) 所得税徴収高計算書について (管理運営部門)

ぜひ、関与先に送付されている「所得税徴収高計算書」をご利用いただきますようご協力をお願いいたします。

(5) 特定路線価設定申出書の提出チェックシートの活用について (資産課税部門)

別紙1「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」参照

別紙2「特定路線価及び個別評価評定担当署一覧」参照

特定路線価の設定の要否判定に資するため、別紙1「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」(以下「チェックシート」という。)を導入しており、チェックシートの活用をしていただくとともに、併せて、特定路線価設定申出書に添付の上、提出していただきますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(6) 相続税e-Taxの普及・定着について (資産課税部門)

別紙3「相続税申告はe-Taxをご利用ください！」参照

電子行政推進に関する政府全体の方針に基づいて策定された「財務省デジタル・ガバメント中長期計画」では、相続税e-Taxについて令和3年度までに30%の利用率を目指すと言われており、更なる利用促進を図っていく必要があります。

相続税申告については、税理士及び税理士法人の関与割合が非常に高く、税理士の皆様にご利用いただくことが、e-Taxの普及・拡大に直結するものと考えております。つきましては、今後、関与される相続税の申告は、是非ともe-Taxをご利用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、令和3年1月から、令和元年以降の相続開始分の修正申告も提出が可能になりました。

また、e-Taxを利用することによる税理士等のメリットについては以下のとおりです。

- ① 財産取得者の利用者識別番号のみで申告が可能
- ② 税務会計ソフトで作成した申告書を送信可能
- ③ 添付書類はイメージデータで送信可能
- ④ 送信した申告書などはデータによる管理が可能

(7) インボイス制度に係る周知等の協力依頼について (個人・法人課税部門)

- 別添1 リーフレット「令和3年10月1日登録申請受付開始！」
- 別添2 リーフレット「登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！」
- 別添3 パンフレット「適格請求書等保存方式の概要（令和3年7月版）」
- 別添4 パンフレット「消費税軽減税率制度の手引き（令和3年8月版）」

本年5月の例会でも周知させていただきましたが、インボイス制度の導入が令和5年10月に予定されており、本年10月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

関与先事業者には登録申請が必要となる事業者が多数おられると思いますので、関与先事業者に対して別添のリーフレットを交付するなど、登録申請の受付が始まることを周知していただくとともに、税理士会会員の皆様には、e-Taxによる申請書の早期提出についてご協力いただけますよう、重ねてお願いいたします。

なお、関東信越国税局管内の税務署に提出される登録申請書等を集中処理するために、令和3年10月から春日部税務署内に「インボイス登録センター」を設置することとしており、申請書を書面で提出する場合の郵送先は各税務署ではなく当該センターとなりますので、ご承知おき願います。

添付書類

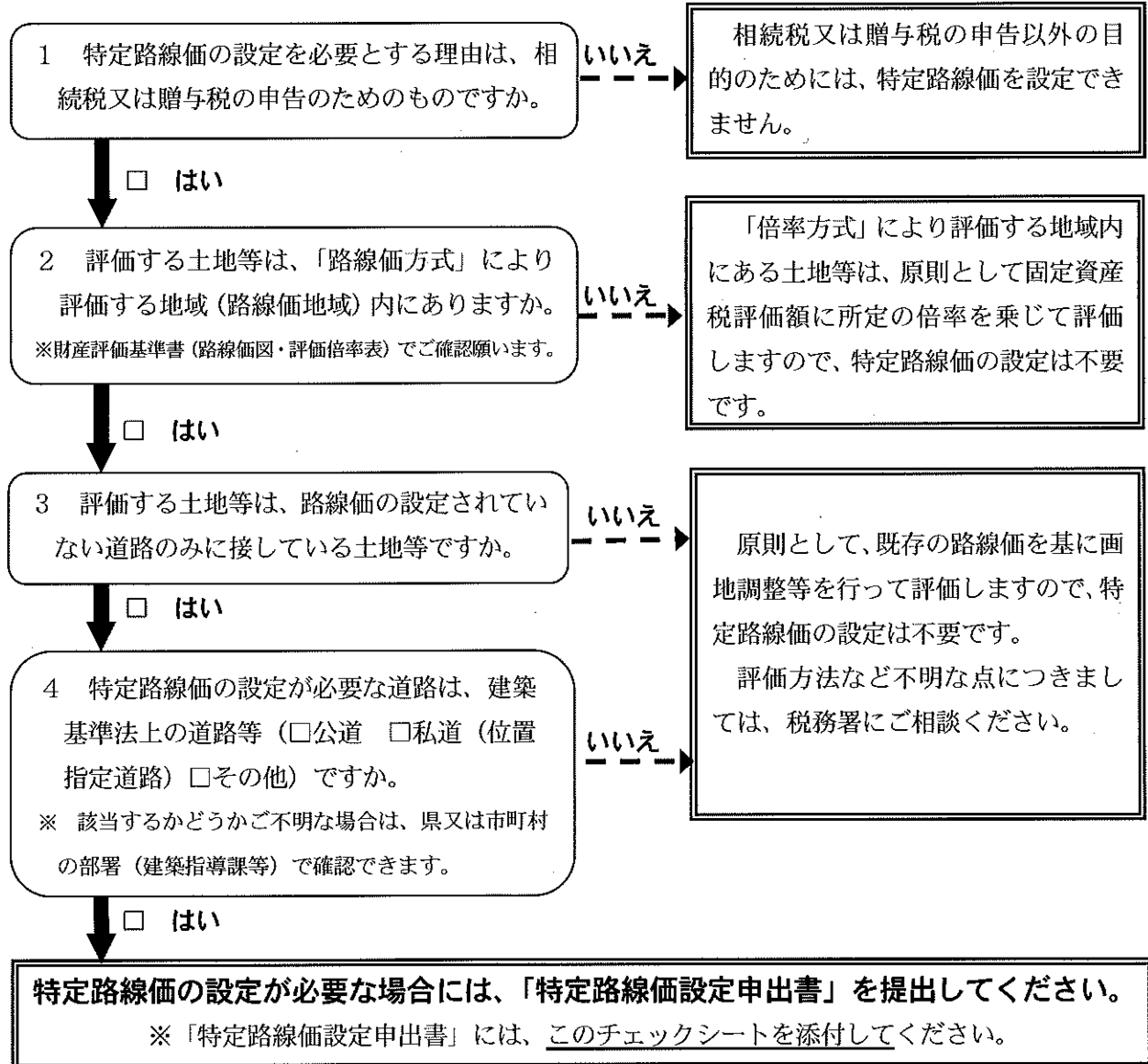
- 1 リーフレット「令和3年10月1日登録申請受付開始！」
- 2 リーフレット「登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！」
- 3 パンフレット「適格請求書等保存方式の概要（令和3年7月版）」
- 4 パンフレット「消費税軽減税率制度の手引き（令和3年8月版）」

## 特定路線価設定申出書の提出チェックシート

申出者氏名： \_\_\_\_\_

土地等の所在地： \_\_\_\_\_

「特定路線価設定申出書」を提出する場合には、次の事項のチェックをお願いします。



- ※ 1 特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定しています。  
 なお、「建築基準法上の道路等」とは、建築物の建築に必要とされる道路等であり、次のものをいいます。
  - ① 「建築基準法第42条第1項1号～5号又は第2項」に規定する道路
  - ② 「建築基準法第43条第2項1号又は2号（平成30年9月25日改正前の建築基準法第43条第1項ただし書を含む。）」の適用を受けたことのある敷地に面する道
- ※ 2 財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）は国税庁ホームページ【[www.rosenka.nta.go.jp](http://www.rosenka.nta.go.jp)】で確認できます。
- ※ 3 特定路線価の設定には、概ね1か月程度の期間を要します。
- ※ 4 このチェックシートについての不明な点につきましては、特定路線価評定担当署（裏面参照）の評価専門官にご相談ください。
- ※ 5 税務署での面接による相談は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください（自動音声に従って「2」を選択してください。）。

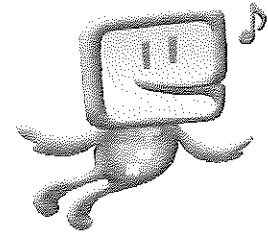
## 特定路線価評定担当署一覧

評定担当地域	評定担当署
茨城県全域	〒310-8666 水戸市北見町1番17号 <b>水戸税務署 評価専門官</b> TEL 029-231-4211 (代表)
栃木県全域	〒320-8655 宇都宮市昭和2丁目1番7号 <b>宇都宮税務署 評価専門官</b> TEL 028-621-2151 (代表)
群馬県全域	〒371-8686 前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎 <b>前橋税務署 評価専門官</b> TEL 027-224-4371 (代表)
川越署、秩父署、所沢署、 東松山署、朝霞署の管内	〒350-8666 川越市大字並木452番地の2 <b>川越税務署 評価専門官</b> TEL 049-235-9411 (代表)
川口署、西川口署、浦和署、 大宮署、上尾署の管内	〒330-9590 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 <b>浦和税務署 評価専門官</b> TEL 048-600-5400 (代表)
熊谷署、行田署、本庄署、 春日部署、越谷署の管内	〒344-8686 春日部市大沼2丁目12番地1 <b>春日部税務署 評価専門官</b> TEL 048-733-2111 (代表)
新潟県全域	〒951-8685 新潟市中央区西大畑町5191番地 <b>新潟税務署 評価専門官</b> TEL 025-229-2151 (代表)
長野県全域	〒380-8612 長野市西後町608番地の2 <b>長野税務署 評価専門官</b> TEL 026-234-0111 (代表)

上記代表電話番号宛ご連絡の際には、自動音声によりご案内しますので、案内番号のうち「2」を選択していただきますと税務署につながります。

税理士の方へ

# 相続税申告は e-Tax をご利用ください！



令和3年1月から、**相続税修正申告**も e-Tax による提出が可能になりました！  
(令和元年分以降)

～e-Tax による相続税申告には、これらのメリットがあります～

## メリット1

財産取得者の**利用者識別番号のみ**で申告！

## メリット2

ご利用の税務会計ソフトで作成した申告書を送信！

## メリット3

添付書類は**イメージデータ**  
(PDF形式)で送信！

## メリット4

送信した申告等はデータ管理で**ペーパーレス化の実現！**

## メリット1

**財産取得者の利用者識別番号のみで申告できます！**

※財産取得者の利用者識別番号の暗証番号や電子証明書（マイナンバーカード等）は不要です。また、財産取得者の本人確認書類の添付も不要です。

相続人等が複数いる場合や遠隔地にいる場合でも申告手続きがスムーズ♪  
利用者識別番号の確認方法はフローチャートでチェック！

利用者識別番号の  
取得状況を確認

※利用者識別番号は、①過去に電子申告を行った申告書の控えや、②税務署からの郵送物などから確認できます。

利用者識別番号が分かる

※既に取得している利用者識別番号を使用してください。所得税の申告などで既に利用者識別番号を取得している場合は、改めて利用者識別番号を取得する必要はありません。

利用者識別番号が分からない（取得しているか不明）

※財産取得者の住所地の所轄税務署宛に送信してください。

「**変更等届出書**」を e-Tax で送信！  
※税理士による代理送信も可能！

利用者識別番号を取得していない

「**開始届出書**」を e-Tax で送信！  
※税理士による代理送信も可能！

【利用者識別番号が有る場合】  
既存の利用者識別番号と仮暗証番号が記載された通知書が、税務署から財産取得者に郵送されます。

【利用者識別番号が無・廃止されている場合】  
利用者識別番号が無い又は廃止されている旨を税務署から電話によりお伝えします。「開始届出書」を e-Tax で送信してください。

利用者識別番号等が、オンラインで即時発行されます。  
※既に利用者識別番号を取得している場合、新たな利用者識別番号を取得すると、これまで e-Tax で申告した内容を確認することができなくなりますので、ご注意ください。



## メリット2

### ご利用の税務会計ソフトで作成した申告書を送信できます！

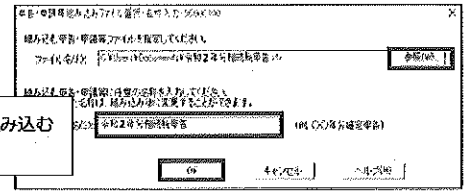
ご利用の税務会計ソフトに e-Tax 送信機能がない場合でも、e-Tax ソフト又は e-Tax ソフト (WEB 版) から送信できます。  
※ご利用の税務会計ソフトで作成した相続税に係る電子申告用データ (拡張子が「.xtx」のもの) がある場合に限りです。  
※e-Tax ソフトでも申告書を作成することができます。



e-Tax ソフトは e-Tax ホームページからダウンロードできます。

e-Tax ソフトでの電子申告用データ (拡張子が「.xtx」) の組み込み画面

「参照」をクリックし、組み込む申告等データを選択



## メリット3

### 添付書類は『イメージデータで提出』できます！

相続税申告に係る添付書類をイメージデータ (PDF 形式) として送信することにより提出できます。

「戸籍の謄本」などの法定添付書類のほか、「土地等の評価明細書」や「預貯金等の残高証明書」などの法定外添付書類についても同様です。

※申告書や税務代理権限証書などは、イメージデータ (PDF 形式) で提出することはできません。

送信方式	内容	送信可能回数
同時送信方式	申告・申請等データの送信時に、当該データと添付書類のイメージデータを同時に送信する方式	1回
追加送信方式	申告・申請等データの送信後に、受信通知から別途、添付書類のイメージデータを追加で送信する方式	10回まで送信可能

送信直前まで申告内容の差替え・訂正が可能♪



1回の送信当たり最大 136 ファイル、8.0MB の容量データを送信できます。

※同時送信方式と追加送信方式を併用した場合、最大 11 回の送信で 1,496 ファイル、88.0MB まで送信することができます。

## メリット4

### 送信した申告等はデータ管理でペーパーレス化が実現します！

送信したデータや受付結果をファイルで保存できるため、データ管理が可能となり、ペーパーレス化につながります。



相続税の申告書 (控) などの保管スペースの必要なし♪

## 参考情報

### 「相続税申告書の代理送信等に関する Q & A」を国税庁ホームページに掲載しています！

税理士の方からのよくある質問を掲載しています。

【掲載場所】 ホーム ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係



Q&A はこちら！

### e-Tax に関する最新の情報を e-Tax ホームページに掲載しています！

e-Tax ホームページでは、利用者識別番号の取得方法やイメージデータに関する情報のほか、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法等に関する情報について、詳しくお知らせしています。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

イータックス

検索

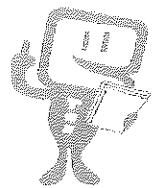
### 事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (休祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171 をご利用ください (通常通話料金となります。)



# <インボイス制度>

## 登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

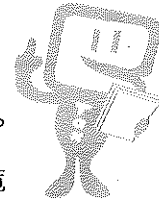


### 制度の概要

令和5年10月から「インボイス制度」(\*)が導入されます。

制度導入後、適格請求書（インボイス）を交付するためには、税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

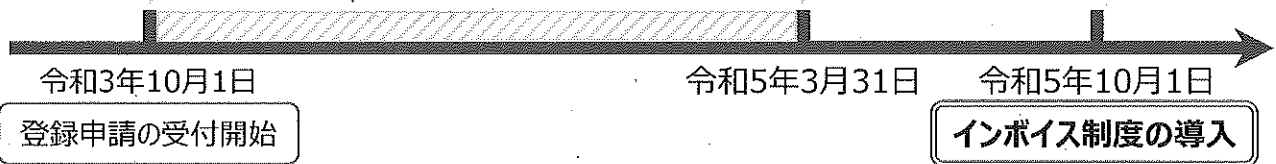
(\*) 制度の詳しい説明については、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



### 【登録申請のスケジュール】

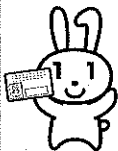
令和3年10月1日から登録申請が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。



### e-Taxによる登録申請手続

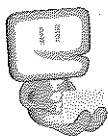
#### <事前準備>



e-Taxの利用には、電子証明書（マイナンバーカードなど）が必要となりますので、事前に取得をお願いします（マイナンバーカード以外の電子証明書でe-Taxの利用が可能なものは、e-Taxホームページの「電子証明書の取得」をご覧ください。）。



#### <登録申請手続>



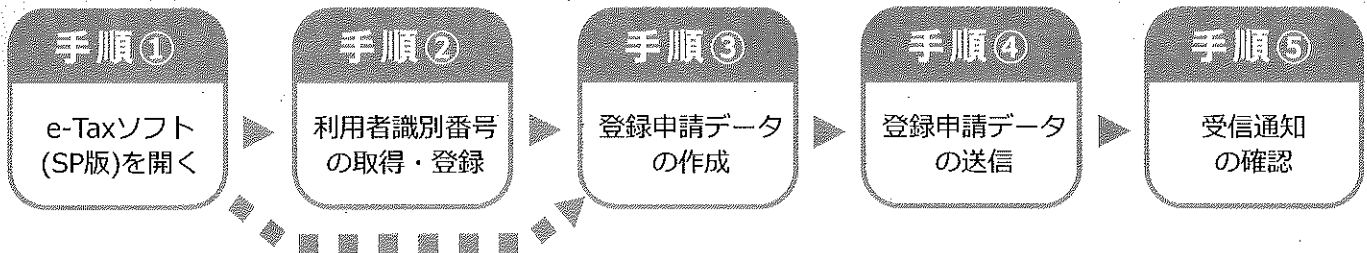
電子証明書取得後に登録申請データの作成・送信を行います。  
登録申請データの作成・送信は、国税庁が提供している以下のソフトウェアで行うことができます。

ソフトウェア	e-Taxソフト(WEB版)	e-Taxソフト(SP版)	e-Taxソフト
電子証明書	必要		
ダウンロード	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	問答形式（画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ）		帳票形式（書面と同様）
利用可能者	法人・個人事業者	個人事業者のみ <sup>(注)</sup>	法人・個人事業者
代理送信	可能	不可	可能

(注) 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)又はe-Taxソフトをご利用ください。



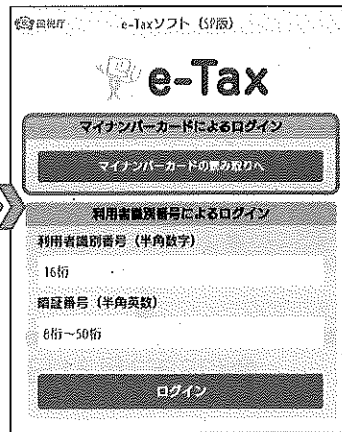
# e-Taxソフト(SP版)を利用する場合の手順の概要 (個人事業者対象)



「インボイス制度特設サイト」画面



「ログイン」画面

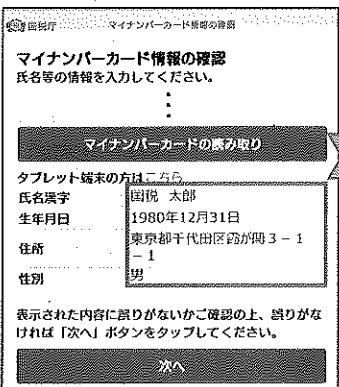


## 手順① e-Taxソフト(SP版)を開く

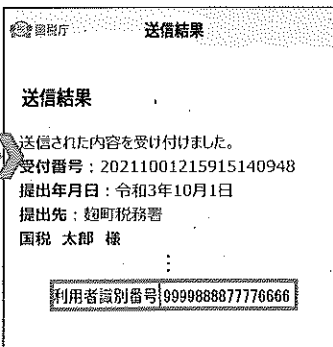
国税庁ホームページの「**インボイス制度特設サイト**」から「**e-Taxソフト(SP版)**」を開き、「**マイナンバーカードによるログイン**」を実施してください。

- (注) 1 インボイス制度特設サイトからの手続  
登録申請が可能となる令和3年10月以降、ご利用になれます。
- 2 マイナンバーカードの読み取りに当たってマイナポータルAPのダウンロードが必要です。(画面の案内に従うことでインストールできます。)

「必要項目入力」画面



「利用者識別番号通知」画面



## 手順② 利用者識別番号の取得・登録

【利用者識別番号を取得していない場合】

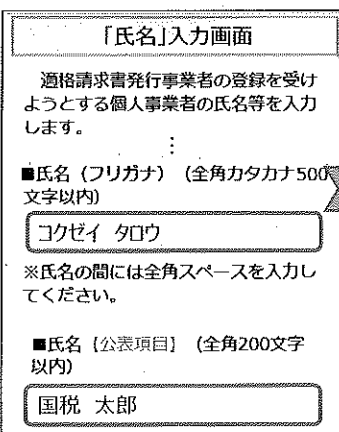
画面の案内に従い、必要項目を入力し、「**利用者識別番号**」を取得してください。

【利用者識別番号を取得済の場合】

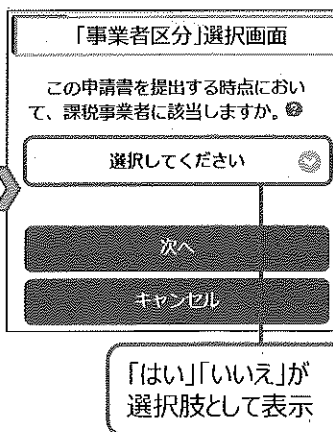
初めてログインされる方は、画面の案内に従い、「**利用者識別番号**」の登録が必要です。

- (注) 手順②が不要となる場合  
マイナンバーカードに利用者識別番号が登録されている場合、この画面は表示されません。

「申請内容の入力」画面①



「申請内容の入力」画面②



## 手順③-1 登録申請データの作成 (申請内容の入力)


「**マイナンバーカードによるログイン**」後、登録申請手続を選択することで、入力が必要な項目が順番に表示されます。表示された項目を入力（「はい」、「いいえ」の選択など）してください。


「はい」「いいえ」が  
選択肢として表示

# e-Taxソフト(SP版)を利用する場合の手順の概要(個人事業者対象)

## 「登録通知の受取方法の選択」画面

**戻る**      **申請書の作成**      **メニュー**

税務署による審査を経て、登録がされた場合、登録通知書により登録番号などの通知が行われます。  
登録通知書は紛失防止等の観点からe-Tax(電子データ)で受け取ることをお勧めしております(受け取った登録通知書の電子データを印刷することも可能です)。  
なお、e-Taxで受け取った登録通知書を確認する際に、マイナンバーカード等の電子認証は不要です。  
e-Taxで受け取ることを希望しますが、

**希望する** 

## 手順③-2 登録申請データの作成 (登録通知の受取方法の選択)

税務署から通知される「登録通知」の受取方法の選択画面が表示されます。

e-Tax(電子データ)で受け取ることを希望する場合、「希望する」を選択してください。

### e-Tax(電子データ)で受け取ることをお勧めします！

税務署における登録後、すぐに登録通知を受け取ることができるほか、申請者のメッセージボックス内にデータ保存されるため、いつでも確認することができます。

## 「公表申出データ入力」画面①

**「主たる屋号」画面**

「主たる屋号」を入力してください。  
入力した「主たる屋号」が国税庁ホームページで公表されます。

■主たる屋号(フリガナ)(全角カタカナ500文字以内)

■主たる屋号【公表項目】(全角200文字以内)

※複数の屋号がある場合は任意の一つについて公表することが可能です。

## 「公表申出データ入力」画面②

**「主たる事務所の所在地等」画面**

「主たる事務所の所在地等」を入力してください。  
入力した「主たる事務所の所在地等」が国税庁ホームページで公表されます。

■主たる事務所の所在地等(フリガナ)(全角カタカナ500文字以内)

■主たる事務所の所在地等【公表項目】(全角300文字以内)

## (手順③参考) 屋号などの公表を希望する場合

「個人事業者」が「主たる屋号」や「主たる事務所の所在地等」などの公表を希望される場合に提出が必要となる公表申出データについても、登録申請データと同時に作成・送信することができます。

### <個人事業者の公表事項>

この申出を行わない場合、「氏名」、「登録番号」及び「登録年月日」のみの公表となります。

### 「主たる屋号」などを公表することをお勧めします！

適格請求書(インボイス)を受け取った取引先の方などが公表サイトを利用した際に確認しやすくなります。

## 「電子署名の付与」画面

**戻る**      **送信**

以下の申請データ入力システムへ移行します。

**入力内容**

手続名称: 税務署による審査を経て登録がされた場合、登録通知書により登録番号などの通知が行われます。1月～令和3年9月30日

氏名又は名称: 国税本部


連絡先(電子署名発行事務関係の連絡先): 国税本部

個人印鑑交付先(住所): 入力不要

送付先住所: 松町税務署

送付年月日: 令和3年10月1日

**電子署名**

電子署名とは: 

電子署名の付与

電子署名の付与

電子署名の付与

電子署名の付与

## 「送信」画面

**戻る**      **送信**


以下の申請データ入力システムへ移行します。

**入力内容**

手続名称: 税務署による審査を経て登録がされた場合、登録通知書により登録番号などの通知が行われます。1月～令和3年9月30日

氏名又は名称: 国税本部

**電子署名**

電子署名とは: 

電子署名の付与

電子署名の付与

電子署名の付与

電子署名の付与

内容をご確認ください。送信データをアップロードしてください。

**送信**

## 手順④ 登録申請データの送信

登録申請データの作成が完了すると、電子署名の付与画面に遷移しますので、電子署名を行い、送信してください。

### (参考) 「電子署名」とは

作成された電子データが本人により作成され、改ざんされていないことを証明するために利用するもので、マイナンバーカードに格納された電子証明書をスマートフォンで読み取ることで行います。

## 「受信通知」画面

**戻る**      **受信通知**      **メニュー**

送信されたデータを受け付けました。  
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先	松町税務署
利用者識別番号	9999888877776666
氏名又は名称	国税本部
受付番号	20211001235959140948
受付日時	2021/10/01 23:59:59
種目	適格請求書発行事業者の登録申請(個人事業者用)(令和3年10月1日～令和

## 手順⑤ 受信通知の確認

登録申請データの送信後、画面の案内に従い「受信通知」が確認できれば、e-Taxを利用した登録申請データの作成・送信は完了です。

### (参考) 「登録通知」の受領

e-Tax(電子データ)で受け取ることを希望した場合、登録完了後、所轄税務署から「登録通知」が送信されます(登録には一定の期間を要します。)

# e-Taxソフト(WEB版)及びe-Taxソフト(SP版)の操作方法の詳細

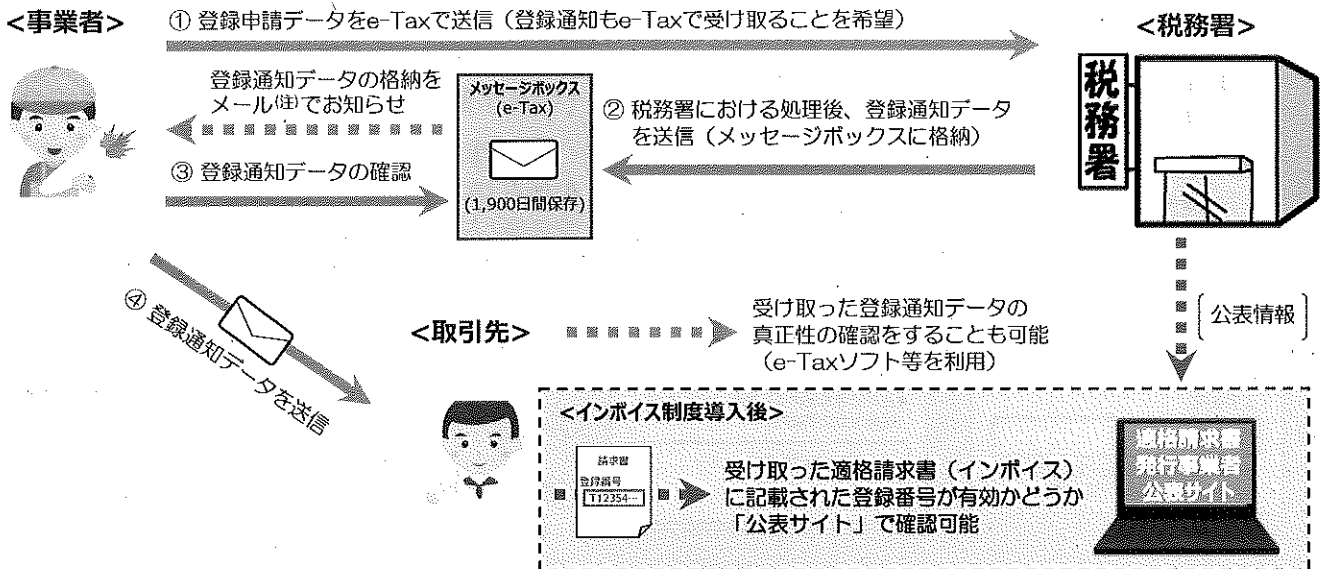
操作方法の詳細は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」に掲載している以下のマニュアルをご覧ください。

- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル (e-Taxソフト(WEB版)ver.)
- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル (e-Taxソフト(SP版)ver.)

インボイス制度  
特設サイト



## 登録申請手続は全てe-Taxで完結できます！！



(注) 事前にメールアドレスの登録を行った方にお知らせします。

## お問い合わせについて

<e-Taxソフト等の事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ>

○ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

電話番号 0570-01-5901

【受付時間】 9:00~17:00

(ナビダイヤル(有料))

(土日祝及び年末年始を除く。)

※1 ご利用の電話機によっては、上記ナビダイヤルにつながらない場合がありますので、その場合は、03-5638-5171をご利用ください。

※2 最新の情報は、e-Taxホームページの「ヘルプデスクへのお問い合わせ」をご確認ください。



<マイナポータルAPに関するお問い合わせ>

○ マイナンバー総合フリーダイヤル

電話番号 0120-95-0178

【受付時間】 (平日) 9:30~20:00

(無料)

(土日祝) 9:30~17:30

年末年始を除く。

<インボイス制度に関する一般的なご質問などのお問い合わせ>

○ 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

電話番号 0120-205-553

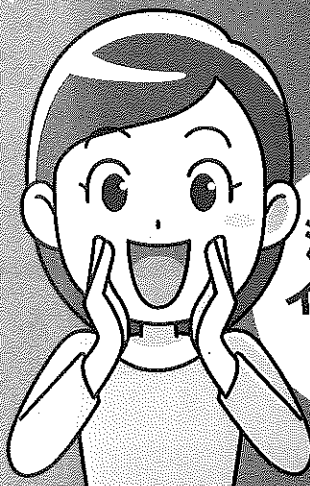
【受付時間】 9:00~17:00

(無料)

(土日祝及び年末年始を除く。)



事業者の方へ



消費税の  
インボイス  
制度

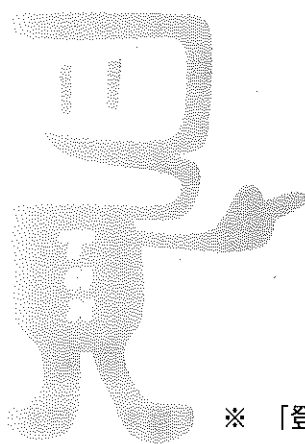
令和3年10月1日

登録申請

受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

## 登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！！



「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用  
いただくと質問に回答していくことで申請が可能



e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が  
可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」  
を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。  
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

● インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・  
インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度について詳しくお知り  
になりたい方は、国税庁ホームページ  
(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス  
制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



国税庁 法人番号 7000012050002

2021.7

## 「インボイス制度」 ってナニ?

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存<sup>(※)</sup>等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

## 「インボイス」 ってナニ?

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

### インボイスの記載事項

請求書		△△商事㈱
⑥ 御中	登録番号 T012345...	××年11月30日
11月分 131,200円		
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
② 11/2	タオルセット	③ 2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
軽減税率	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
		④ * 軽減税率対象

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

## 登録申請書の 郵送による 提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）届出書

名称	所在地	管轄地域
関東信越国税局 インボイス登録センター	〒344-8680 春日部市大沼2丁目12番地1	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 新潟県 長野県

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも  
誰でも参加可能な

## オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

開催日時	定員	費用
説明会サイトに掲載（随時掲載） ※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。 ⇒ <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm</a>	各回 100名 (先着順)	無料 (通信費用は実費となります。)

説明会サイトへ



令和3年9月9日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部  
支部長 中野 敦夫  
副支部長 中村 武司  
研修部長 森戸 裕  
支部国保長 相馬 広明

## 税理士会36時間規定研修 令和3年度例会時支部研修会のご案内

拝啓 初秋の候、会員の先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 令和3年10月7日(木) 午前10時45分～12時15分  
場所 ホテルガーデンパレス  
講師 藤間病院 院長 清水 謙先生  
対象 税理士会会員  
バス 午前9時10分 熊谷駅南口  
単位 1.5単位

9月28日(火)までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

FAX 048-521-9612

令和3年10月7日の支部研修会出席者は

会員 \_\_\_\_\_

会員 \_\_\_\_\_

会員 \_\_\_\_\_

会員 \_\_\_\_\_



## 事業承継サイト「担い手探しナビ」 利用申込～初回ログイン方法

1. 関東信越税理士会トップページの「🔑 税理士会会員ログイン」から会員専用ページへログイン後、担い手探しナビの[利用申込]をクリックしてください。

税理士会会員ログイン ID・パスワード  
ユーザー名: kzei0223 (半角英数)  
パスワード: kzei0223 (半角英数)

こちらをクリックしてください。

リンクを直接入力いただく場合は → <https://nichizeiren-shoukei.jp/entry>  
スマートフォン等から QR コード (※) を読み取る場合は →  
※ QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

2. 利用申込画面より、ご自身の「登録番号」、「証票番号」、「メールアドレス」を入力し、[申込み]をクリックしてください。

日本税理士会連合会

登録番号

証票番号

メールアドレス

メールアドレス (確認)

**申込み** **再発行**

※ 利用申し込みする際、お使いのメールサービス、メールソフト、ウィルス対策ソフトなどの設定により、受信拒否や迷惑メール認識する等、仮登録メールが正しく届かない場合がございます。その場合は、「@nichizeiren-shoukei.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。  
※ 担い手探しナビでは、税理士登録情報を基にマスタを更新し、ログイン認証を行っております。マスタの更新には、最大で1ヶ月程度タイムラグが生じる場合がございます。ご了承ください。

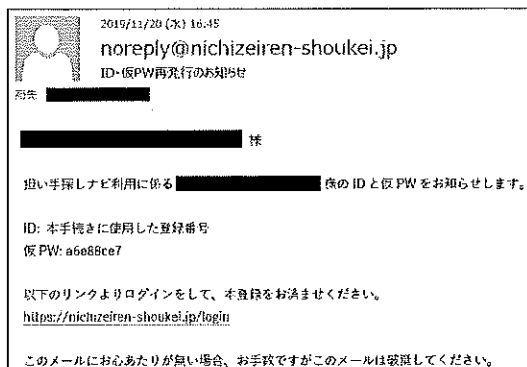
第 号  
税理士証票  
(氏名)  
年 月 日生  
(登録番号)  
(税理士事務所又は税理士法人の名称)  
(税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地)  
上記の者は、年 月 日税理士の登録を受けたことを証明する。  
年 月 日  
日本税理士会連合会 (印)  
税理士証票イメージ図

Copyright © AMS co.,ltd. All rights reserved.

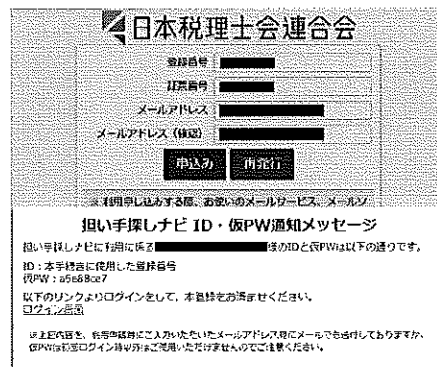
利用申込画面

3. [申込み]をクリックすると、すぐに以下の2種類の方法により仮パスワードが通知されます。

- ①入力したメールアドレスへのメール通知      ②同一画面上へのポップアップ表示



通知メールイメージ図



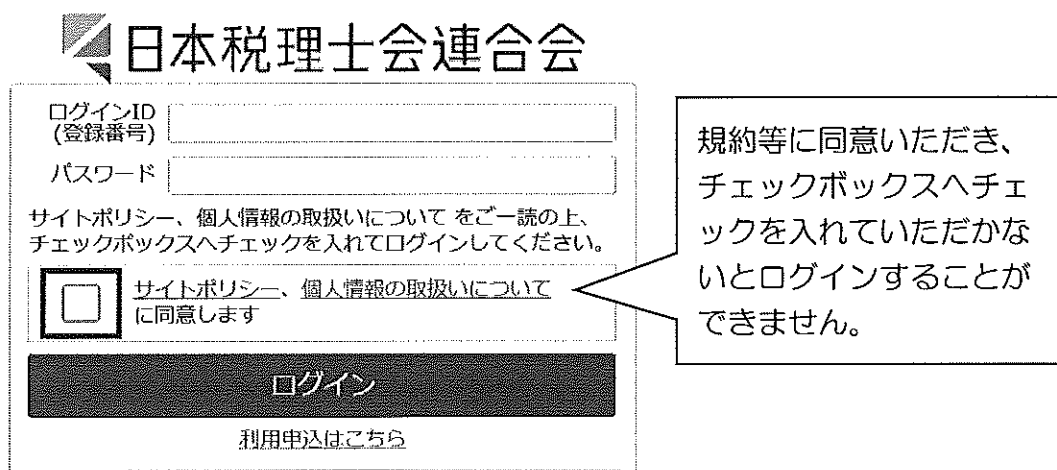
ポップアップ表示イメージ図

4. 通知メール又はポップアップ画面に記載のリンクよりログインを行ってください。  
 リンクを直接入力いただく場合は ➡ <https://nichizeiren-shoukei.jp/login>  
 スマートフォン等から QR コード (※) を読み取る場合は ➡



※ QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

5. ログイン画面より、初回ログイン時は、「ログインID (登録番号)」、「仮PW」を入力し、規約等の同意にチェックを入れた後、[ログイン]をクリックしてください。



ログイン画面

初回ログイン後、パスワードの変更が求められますので、仮パスワードから任意のパスワードにご変更ください。これで、担い手探しナビが利用可能となります。

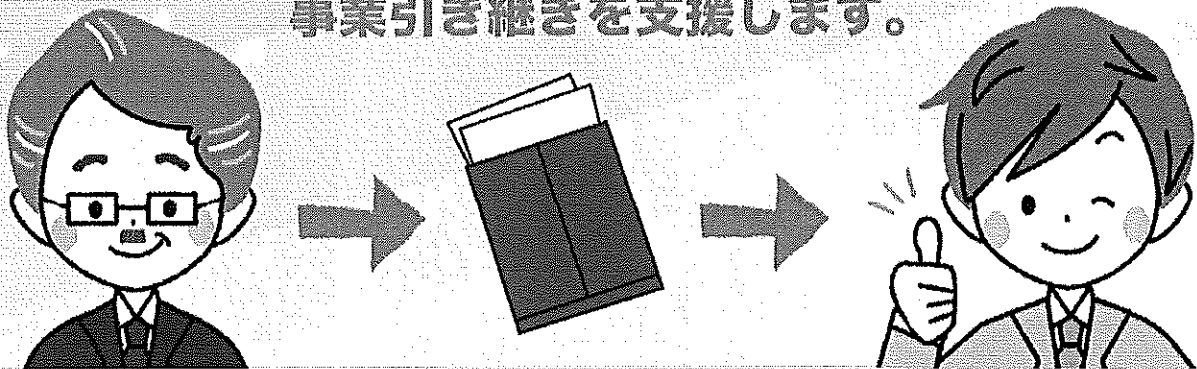
# 事業承継は税理士に お任せください。

## 後継者はお決まりですか？

日税連事業承継サイト「担い手探しナビ」に登録しませんか？  
顧問税理士が中小企業の窓口となり、事業承継を支援します。  
お問い合わせはあなたの顧問税理士まで

経営者の高齢化に伴って中小企業の休廃業・解散件数は増加傾向にあり、廃業予定企業のうち、業績が悪くないにも関わらず後継者不在を理由に廃業を考える中小企業が3割程度存在しているとの調査も公表されています。また、中小企業の事業承継について、かつて9割あった親族内承継も近年では親族外承継が全体の5割超を占めており、親族外承継のニーズが急速に高まっています。

事業引き継ぎを支援します。

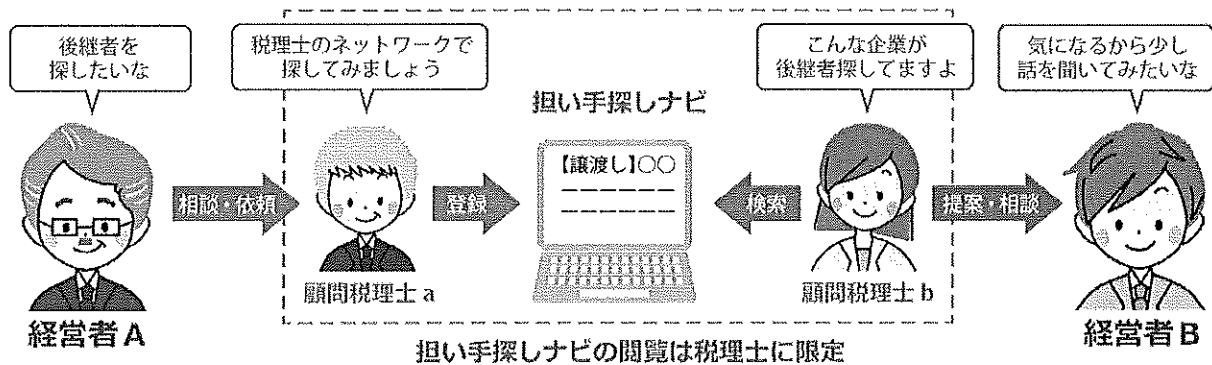


このサイトは、税理士に中小企業の事業承継の担い手探しの場を提供し、顧問税理士が中小企業の窓口となり、支援するためのものです。

小規模な事業承継の後継者探しだからと、承継期間にまだまだ余裕があるからと、あきらめていませんか？顧問税理士が主導するネットワークだからこそ、可能性が広がります。

## 【担い手探しナビの特徴】

- ① 税理士が無料で登録し、利用することができるサイトです。
- ② 税理士には守秘義務がありますので、企業情報が守られます。
- ③ 経営者が自ら出向いて事業内容を説明する必要がありません。登録内容については企業情報を熟知した税理士が相談の上、登録します。
- ④ 事業所名は表示されず、簡易な情報でも登録することができます。気になる案件があれば、詳細内容については税理士が相手方の税理士に問い合わせます。
- ⑤ 法人・個人、規模の大小を問わず、案件を登録することができます。
- ⑥ 承継期間に相当の余裕のあるものまで登録することができます。
- ⑦ 譲渡し希望、譲受け希望、どちらでも登録することができます。
- ⑧ 担い手探しナビは、多くの事業所に関与している税理士が閲覧するため、マッチングの機会が増えます。
- ⑨ 必要に応じて、税理士会で連携している事業引継ぎ支援センター、中小企業再生支援協議会、弁護士会、金融機関等の支援を受けることができます。 ※連携状況は税理士会により異なります。



## 【税理士会一覧】

税理士会	管轄の地域	税理士会	管轄の地域
北海道税理士会	北海道	北陸税理士会	富山県、石川県、福井県
東北税理士会	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	近畿税理士会	大阪府、京都府、奈良県、和歌山県、兵庫県、滋賀県
関東信越税理士会	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県	中国税理士会	岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県
千葉県税理士会	千葉県	四国税理士会	香川県、愛媛県、高知県、徳島県
東京税理士会	東京都	九州北部税理士会	福岡県、佐賀県、長崎県
東京地方税理士会	神奈川県、山梨県	南九州税理士会	熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
名古屋税理士会	愛知県名古屋市等、岐阜県	沖縄税理士会	沖縄県
東海税理士会	愛知県(名古屋市等以外)、静岡県、三重県		



**日本税理士会連合会**

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8

☎ 03-5435-0931      FAX 03-5435-0941

# 税理士法に関する

# 改正要望

## 税理士の使命 (税理士法第1条)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士制度は、その淵源である税務代理士法の制定 (昭和17年)から80年の歴史と伝統を持ち、我が国の財政及び経済社会にとって重要な役割を担っています。

現在、約8万人の税理士を擁し、国民の間に定着した、なくてはならない重要な制度です。

今般の税理士法改正は、経済社会の構造変化に対応して税理士の業務を進化させ、税理士法第1条に規定する税理士の使命を全うし、将来にわたって国民からより一層信頼される税理士制度を確立するために必要不可欠なものです。

## 税理士法改正要望のポイント

- ⇒ デジタル・ICTを前提とした税理士制度への変革
- ⇒ 多様な人材の確保と受験者数の減少への対応
- ⇒ 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備

私たちは、令和4年通常国会での税理士法改正の実現を目指しています。



日本税理士会連合会  
日本税理士政治連盟



# 税理士法に関する改正要望書

(令和8年6月23日)

経済・社会の更なるICT化が進展する中、ウィズコロナ・アフターコロナの社会・経済状況を見据え、ICTを前提とした税理士制度への変革が求められている。また、税理士には税理士業務のみならず、公益性の高い業務を担うことも求められている。これら税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応すべく、多様な人材の確保を図るとともに、税理士の資質の一層の向上など国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、次のとおり税理士法の改正を要望する。

## I ICT化とウィズコロナ時代への対応

**1 税理士の業務のICT化推進の明確化**  
経済のデジタル化、グローバル化の進展等の環境変化に伴う税理士制度の継続的発展を期するため、電子申告・納税、電子帳簿、マイナンバーの利活用など税理士の業務のICT化の推進を通じて、納税義務者の利便性向上に努めることを明確化すべきである。

**2 税務代理における利便の向上**  
現状、税務代理は「税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること」とされているところ、その範囲に「税務官公署から納税者に対する通知等の受領を代理すること」が含まれることを明確化すべきである。

**3 税理士会等の通知等の電子化**  
税理士会総会等招集通知などについては、書面により行うこととされているところ、電子的に行うことができるよう改正すべきである。

**4 電子記録媒体の見直し**  
税理士法における電子記録媒体が「磁気ディスク」とされているところ、光ディスクその他の媒体が含まれるよう「電磁的記録」に改正すべきである。

**5 事務所規定の見直し**  
税理士業務のICT化や多様化する働き方に対応するため、物理的な設備の状況等のみを判定基準とする税理士事務所の定義を見直すべきである。

## II 多様な人材の確保

**6 受験資格要件の見直し**  
多様な人材の確保と受験者数の減少に対処するため、会計学に属する科目に限り受験資格要件を不要とするなど、要件を緩和すべきである。

## III 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備

**7 税理士法人の業務範囲拡充**  
税理士法人の業務範囲について、税理士が法令等に基づき専門的知見を活用して個人として行っている租税教育への講師派遣や成年後見業務などの社会貢献に資する業務等を含めることができるよう改正すべきである。

**8 社員税理士の法定脱退事由の整備**  
現行解釈を明らかにするため、税理士法人における社員税理士の法定脱退事由として、業務停止処分を明記すべきである。

**9 税理士法違反行為の時効制度の創設**  
税理士法違反行為について、税理士懲戒処分等は信用に関わる重大な問題であり、税理士による反論手段を確保するため、税理士法違反行為後10年の税理士懲戒処分が除外される規定を創設すべきである。

## IV その他

**10 法33条の2に規定する書面の名称変更及び資産税用の様式制定**  
書面添付制度の更なる普及促進に資するため、法33条の2に規定する書面の名称について、書面の趣旨を端的に表すものに変更すべきである。また、相続税及び贈与税などに適用した複数の様式を制定すべきである。

## 11 会則等で措置する項目

- ① 会則遵守義務の徹底  
所属税理士及び社員税理士の会則遵守義務の履行を徹底できるように、開業税理士及び税理士法人への指導等、会則等において必要な措置を講じる。
- ② 周旋業者の利用に関する指針の整備  
日税連・税理士会において納税者の誤導又は誤認のおそれがある誇大広告や比較広告等を禁じている趣旨に鑑み、税理士の品位又は信用を保持するため、税理士の周旋業者の利用に関する指針を設ける。
- ③ 税理士職業賠償責任保険制度のあり方の検討  
税理士業務の高度化・複雑化に伴うリスクの多様化に鑑み、税理士制度の社会的信頼性の更なる向上を図るため、納税者保護と事務所防衛の観点から、全員加入を含む保険制度設計を踏まえた税理士職業賠償責任保険制度のあり方を検討する。

熊谷支部会員各位

関東信越税理士会  
会長 江本英仁  
(公印省略)

### 令和3年度下期会費収納に関するご案内

会員各位におかれましては、本会会務の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、平成29年4月より本会が預金口座振替を利用し、会費（本会・県連・支部分）の収納事務を行っております。つきましては、先般ご提出の「金融機関提出用口座振替依頼書」にご記入いただいた預金口座から、下記のとおり引き落としいたしますので、金額等のご確認をお願いいたします。

#### 記

#### 【会費の預金口座振替に関して】

##### 1. 収納内容

会費（本会・県連・支部分）

※政治連盟との事務委託契約に基づき、県税理士政治連盟の会費（4月及び10月に各々5,000円）を同時に収納する場合があります。〔税理士法人会員は除きます〕

##### 2. 預金口座振替日

毎事業年度の4月及び10月の各26日（金融機関休業日に当たる場合は翌営業日）

※対象期間4月（上期4月～9月分）、10月（下期10月～3月分）

※上記の日に振替不能の方については、各振替日の翌月26日に再振替

※通帳等に記載される引落名称は、「DF.カシエツカイ」です。

ご指定いただいている口座情報に変更がある場合は、事務局会費担当までご連絡ください。  
なお、手続きの都合上、10月26日の口座振替分については変更できませんのでご容赦ください。  
令和4年1月31日（月）までにお手続きいただいた場合、令和4年度上期分（4/26）より新口座から引き落としとなります。

##### 3. 収納金額

支部名	引落日	本会会費	県連会費	支部会費	合計
熊谷	10/26	37,800円	14,000円	30,000円	81,800円

#### 払込票(コンビニ・郵便併用)を利用し、会費の納入をされている皆様へ

預金口座振替を希望されなかった方には、毎事業年度の4月及び10月の中旬頃に払込票(コンビニ・郵便局併用)を送付いたしますので、できるだけ早期に納付くださいますようお願い申し上げます。(納付期限：上期4月末、下期10月末が原則)

**預金口座振替による会費収納へのご変更を、重ねてお願いいたします。**

## 埼玉協熊谷地域 9 月例会

令和 3 年 9 月 9 日 (木)

### <報告事項>

- ・ グループ保険共済制度の推進について
- ・ 埼玉協マルチメディア研修会の半額補助について

### <会務予定>

令和 3 年 9 月 22 日 (水) 大同生命「総合事業保障プラン」の推進について  
14:00～15:45 パレスホテル大宮  
※令和 3 年度推進実績、中間報告  
※下期推進対策について

### <提携企業インフォメーション>